

日火連短信

令和2年6月30日 第139号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
〒106-0041 専務理事 大岩 伸夫
東京都港区麻布台 2-3-22(一乗寺ビル 3F)
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した火薬類製造施設等における保安検査の運用について通知がありました。われわれ販売業者にとっては、火薬庫の保安検査が対象となります。

下記および別紙の内容について、会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 御中

お世話になっております。

新型コロナ感染症のまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備の必要性に鑑みて、規則第44条の2に基づく保安検査の実施期間及び保安検査申請書の提出期限を、4か月延長する措置（省令改正、告示制定）を行いました。詳細につきましては下記HPをご覧ください。

(当省HP)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626.html

これを踏まえ、貴団体宛てに、別添のとおり事務連絡をお送りさせていただきます。事務連絡中記載のとおり、上記の措置内容のほか、保安確保に係る注意点について、関係者へ周知いただけますようお願いいたします。

御不明点等ございましたら、御連絡下さい。

お手数をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

経済産業省産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付火薬班
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL : 03-3501-1870
E-mail : kayaku-anzen1@meti.go.jp
